

国会公契第 58 号  
国技建管第 22 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の  
運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 4 年 3 月 31 日付国会公契第 59 号、国官技第 369 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について（令和 3 年 3 月 23 日付け国会公契第 49 号、国技建管第 12 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

## 別紙

### 週休2日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

#### 1. 目的

公共工事における現場閉所は、土曜日を勤務日とするような4週4休や、土日の休日が前提となっている4週8休など、設定される工期や請け負った企業の施工体制等に応じて様々である。建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、全体平均を上回る4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

#### 2. 対象工事

全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制モデル工事の試行について」（令和4年3月31日付け国会公契第57号、国官技第370号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

#### 3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号）で通知した補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和3年2月19日付け国技建管第9号）によるものとする。

##### （1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

##### ① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

##### ② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

##### ③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満の場合

## (2) 補正方法

### ① 発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

### ② 受注者希望方式

当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

## (3) その他

受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

## 4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。
- ③ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約

時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

- ④ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

## 5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和4年3月28日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

## 6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を受注者から提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

## 7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

## 8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。